



2026年5月22日

各 位

会 社 名 リガク・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 川 上 潤  
(コード番号：268A 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 最高財務責任者 三 木 晃 彦  
(TEL. 03-5312-7079)

## 株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年5月22日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり承認いたしましたのでお知らせいたします。

また、2026年4月21日付で当社は「Onto Innovation Inc. との資本業務提携の締結、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」を公表しています。当該開示においては、Onto Innovation Inc. と Atom Investment, L.P. との間で、Atom Investment, L.P. が所有する当社株式の一部を Onto Innovation Inc. に譲渡すること（以下「本株式譲渡」という。）が合意されており、本株式譲渡の実行に伴い、Onto Innovation Inc. が新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなり、Atom Investment, L.P. が主要株主である筆頭株主に該当しなくなる見込みである旨をお知らせいたしました。これらの異動（以下「本株式譲渡に伴う異動」という。）は、関係当局の許認可取得等の手続きの完了後、2026年下半期に生じる予定です。本株式譲渡に伴う異動が本件売出しの完了時点以降において生じる場合には、本件売出しに伴い、本株式譲渡に伴う異動が生じる時点において本株式譲渡に伴う異動に加えて当社の主要株主に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。

本件売出しは、当社普通株式の流動性向上、投資家層の多様化及び資本市場におけるプレゼンスの向上を企図するものです。

### 記

#### I. 株式の売出し

##### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 株 式 の 下 記①及び②の合計による当社普通株式 29,580,300 株

種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の引受人の買取引受による国内売出しの対象株式として当社普通株式 7,469,100 株

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

②下記(4)②に記載の海外売出しの対象株式として当社普通株式  
22,111,200株

なお、上記①及び②の合計である引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は29,580,300株であり、上記①及び②に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記(3)に記載の売出価格等決定日に決定される。

(2) 売 出 人 Atom Investment, L.P.

(3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年6月1日(月)から2026年6月3日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）

(4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受による国内売出し

日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）とし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、大和証券株式会社、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を総額連帯買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、BofA証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び野村證券株式会社（BofA証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び野村證券株式会社についてはアルファベット順による。）が共同で行うものとする。

②海外売出し

海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における売出し（以下「海外売出し」という。）とし、J.P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、Morgan Stanley &

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

Co. International plc、Nomura International plc 及び TCG Capital Markets L.L.C. (J.P. Morgan Securities plc、Merrill Lynch International、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Nomura International plc についてはアルファベット順による。)を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせる。

引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出し (これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。)のジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc、野村證券株式会社 (Morgan Stanley & Co. International plc 及び野村證券株式会社についてはアルファベット順による。)、BofA 証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社 (BofA 証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社についてはアルファベット順による。)である。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格と引受価額 (売出人が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額) との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の (国内) 日まで。
- (7) 受渡期日 2026 年 6 月 8 日 (月) から 2026 年 6 月 10 日 (水) までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込証拠金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。
- (11) 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。また、海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止されるものとする。

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

## 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,437,000 株  
種 類 及 び 数 （上記売出株式数は上限を示したものである。引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が Atom Investment, L.P.（以下「貸株人」という。）から 4,437,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止されるものとする。

### <ご参考>

#### 1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの共同主幹事会社である野村証券株式会社が貸株人から 4,437,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、4,437,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

を、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年6月25日(木)までの間を行使期間として貸株人から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年6月25日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村證券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載の取引に関し、野村證券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上、これらを行います。

### 3. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人並びに貸株人である Atom Investment, L.P. は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングに係る受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し並びに2026年4月21日付で当社が公表した Atom Investment, L.P. による Onto Innovation Inc. に対する当社普通株式の譲渡等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、グローバル・オフアリングに関連して、当社株主である志村晶は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングに係る受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、グローバル・オフアリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングに係る受渡期日から起算して

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、それぞれ上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

上記「I. 株式の売出し」の「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出し及び本株式譲渡に伴う異動に伴い、当社の主要株主の異動が生じる見込みです。

### 2. 主要株主に該当しなくなる株主の概要（2026年5月22日現在。特記しているものを除く。）

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 名 称                   | Atom Investment, L.P.   |
| (2) 所 在 地                 | Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands   |
| (3) 設 立 根 拠 等             | ケイマン諸島 Exempted Limited Partnership 法に基づく LPS (Limited Partnership)   |
| (4) 業務執行組合員の概要            | 名称 Atom Investment GP, L.L.C.<br>所在地 c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware 19801, U.S.A.<br>代表者の役職・氏名 Vice President Susan Bass<br>事業内容 リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーとして投資を行うこと |
| (5) 上 場 会 社 と 相 手 先 の 関 係 | 上場会社と相手先との出資の状況 2026年3月31日時点における Atom Investment, L.P. の当社普通株式の議決権所有割合は 42.03%です。<br>上場会社と業務執行組合員の関係 該当事項はありません。なお、当社の取締役の1名は、Atom Investment, L.P. の持分のすべてを保有・運用している The Carlyle Group に属するカーライル・ジャパン・エルエルシーの役職員です。  |

- (注) 議決権所有割合は、当社の 2026年3月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。）226,383,099株に対する所有株式数の比率を算出した結果を参照し、小数点第三位を四捨五入しております。

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定しておりません。

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (所有株式数) 議決権所有割合			大株主 順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	主要株主 である筆頭株主	951,408 個 (95,140,800 株) 42.03%	—	951,408 個 (95,140,800 株) 42.03%	第1位 (注) 2
異動後	—	0 個 (64 株) 0%	—	0 個 (64 株) 0%	—

- (注) 1 議決権所有割合は、当社の 2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（自己株式を除く。）226,383,099 株に対する所有株式数の比率を算出した結果を参照し、小数点第三位を四捨五入しております。
- 2 上記異動前の大株主順位は、2025 年 12 月 31 日現在の株主名簿を基に推定しております。なお、本株式譲渡に伴う異動は、本株式譲渡に係る関係当局の許認可取得等の手続きの完了後、2026 年下半年に生じる予定であることから、上記異動前の大株主順位においては勘案していません。
- 3 上記異動後の議決権の数は、上記異動前の所有株式数から、上記「I. 株式の売出し」の「1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにより売却される当社普通株式の数に相当する 29,580,300 株及び「I. 株式の売出し」の「2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのために野村証券株式会社に対し貸出される当社普通株式の上限数に相当する 4,437,000 株を控除し、かつ本株式譲渡に係る 61,123,436 株を差し引いて算出した株式数に係る議決権の数です。

### 4. 異動予定年月日

本株式譲渡が実行される時点であり、上記のとおり、本株式譲渡は、関係当局の許認可取得等の手続きの完了後、2026 年下半年に実行されることを予定しています。

### 5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動が当社の業績に与える影響は軽微です。

以上

ご注意：この文書は当社普通株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことは予定していません。